

謎解きウォーキング業務委託 仕様書

この仕様書は、謎解きウォーキング業務委託にかかるプロポーザルにおいて、業務内容及び業務の受託者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない基本的な仕様を示すものである。契約にあたっては、受託候補者との協議の上、改めて仕様を策定する。

1 件 名

謎解きウォーキング業務委託

2 業務の目的

本業務は、身近で気軽に行えるウォーキングに取り組むきっかけとなり、運動習慣の定着を図るとともに、運動やスポーツを通じた健康づくりを推進すること。

3 業務の内容

「謎解き」をテーマに、20 歳代～40 歳代の子育て世代を中心とした多くの市民が「ウォーキング」を親子で楽しむことができるイベントの企画、実施（設営、運営管理、安全管理、備品等の用意）、広告・PRに係る一連の業務。

(1) 実施時期

令和 7 年 9 月 27 日（土）～令和 7 年 12 月 31 日（水）

(2) 開催場所

茨木市内

なお、詳細な開催場所については、提案を基に市と協議の上、決定する。

(3) イベントのストーリー及びプログラムの制作

- ・20 歳代～40 歳代の子育て世代が参加したくなる「謎解き」を活用した「ウォーキング」を親子で楽しめるストーリー・プログラムとなるよう配慮すること。
- ・イベント参加後も、継続してウォーキングをしたくなるよう工夫すること。
- ・本市の文化や芸術等の本市の魅力に触れ、楽しみながら学べるよう工夫すること。
- ・ストーリー・プログラムを 2 コース分制作すること。

(4) 解答キットの制作

- ・サイズは提案によるものとする。
- ・発行部数は 4 万部（2 万部×2 コース分）とすること。
- ・イベント PR もできるものとする。
- ・指定の枚数ごとに分けて市内 32 小学校と茨木市役所に納品すること。

(5) ウォーキング動画の周知

- ・本市が用意するウォーキングのメリットや正しいフォームを紹介する動画を、参加者が動画を必ず見るよう工夫すること。

(6) 特設ホームページの制作

- ・イベント概要、動画、解答キットを掲載すること。
- ・練習問題を作成し、掲載すること。
- ・ヒントサイトシステムを制作すること。

(7) 景品の取りまとめ及び発送

- ・景品の内容や数量は提案によるものとする。ただし、景品の一部は本市の魅力を PR できるものとなるよう配慮すること。
- ・見山の郷から若干数の景品提供あり。ただし、見山の郷の PR をすること。
- ・当選者の選定方法については、受託者が原則抽選により実施し、提案により決定する。

- ・景品に係る費用(購入費、梱包費、抽選・発送費等)は、本業務に含むものとする。
- ・個人情報、参加者が景品に応募する時点で収集することとし、景品の発送に必要な最低限の個人情報のみ取得する。また、その旨を応募時に応募者が確認できる仕様にすること。

(8) その他

- ・参加後のアンケートとイベント終了後2か月以降のウォーキング実施状況のアンケートを行うこと。
- ・参加者数を正確に測れるよう、工夫すること。
- ・その他情報発信を含め、メインターゲットを意識したトータルプロデュースを心がけること。
- ・アプリ「健康マイレージ アスマイル」を活用し、同アプリ利用者の増加を促すこと。
- ・事故発生時の対応に係る費用を負担すること。

4 イベント例

問題の書かれた解答キットを各所設置(表が問題・裏が地図、ホームページにも掲載)、用紙があれば誰でも参加できる。用紙にQRコードをつけ、参加者はイベントに入り込んでもらうためのストーリーと、ウォーキングのメリットや正しいフォームを紹介する動画を見た後、謎解きを開始する。参加者は問題を解き、答えから導かれる目的地まで、ウォーキングを楽しむ。目的地ではキーワードを得ることができる。問題を全て解き、全ての目的地まで歩き、全てキーワードを集めた参加者は、全てのキーワードをイベント用ホームページに入力するとクリアの動画が見られる。その後、アンケート入力フォームにつながり、答えた人には抽選で景品をプレゼントする。イベント後もウォーキングをするきっかけとなるように、ホームページに啓発記事なども掲載する。

5 企画提案の求めるポイント

- (1) 参加者がウォーキングを継続したくなるような工夫をすること。
- (2) 「謎解き」をツールにするとともに、ターゲット(20歳代～40歳代の子育て世代)に親子でウォーキングを楽しんでもらうことが出来るような趣向を凝らすこと。
- (3) ウォーキングのメリットや正しい方法を学べる趣向を凝らすこと。
- (4) 広報媒体などを活用し、ターゲットを中心に情報発信できる工夫をすること。
- (5) アスマイルの利用促進を図ること。
- (6) 本市魅力のPRを図ること。
- (7) ダムパークいばきたの魅力PRや来園に繋がるような趣向を凝らすこと。

6 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から、令和8年3月31日までとする。

7 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払うものとする。

8 その他の遵守事項

この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合に市と協議すること。